

阪農健公告第536号  
令和3年9月1日

大阪府農協健康保険組合  
理事長 寺下三郎



### 規約の一部変更について

健康保険法施行令第3条第2項の規定により、当組合規約の一部を下記のとおり変更したので公告する。

#### 記

第9条を次のように改める。

##### (互選議員の選挙の管理)

第9条 互選議員の選挙においては、選挙長をおかなければならぬ。また、2以上の投票所を設けるときは、投票所ごとに投票管理者をおかなければならぬ。

- 2 選挙長及び投票管理者は、理事会において選任する。
- 3 選挙長は、選挙会の開閉、(投票)、開票の管理及び当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務を行う。

4 投票管理者は、投票所の開閉その他投票の管理を行う。

5 互選議員の選挙を行ったときは、選挙長は選挙録を、投票管理者は投票録を作り、それぞれこれに署名しなければならぬ。

ただし、第8条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においてはこの限りではない。

第10条を次のように改める。

##### (当選人)

第10条 選挙の結果、最多数の投票を得た者から順次定数に達するまでの者をもって当選人とする。

ただし、議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第8条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合において、当該議員候補者をもって当選人とする。

第22条を次のように改める。

(会議録の作成)

第22条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 議員の定数
- (3) 出席した互選議員の氏名・人数、選定議員の氏名・人数、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名・人数、並びに代理を受けた議員の氏名
- (4) 議事の要領
- (5) 議決した事項及びその賛否の数

2 会議システムにより組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。

- (1) 会議システムで組合会を開催した旨
- (2) 会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨
- (3) システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨
- (4) 会議システムにより参加した組合会議員の氏名及び場所

3 書面による議決をおこなった場合の会議録には、第1項の事項に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を記載しなければならない。

4 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。

ただし、書面による議決をおこなった場合は、事前に理事長が指名した議員が署名することができる。

第27条を次のように改める。

(理事、理事長及び監事の選挙)

第27条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙により行わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、理事、理事長及び監事の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

第41条を次のように改める。

(職員)

第41条 この組合に必要な職員（事務長その他）をおき、理事長がこれを任免する。

2 前項に定めるもののほか、職員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第43条を次のように改める。

(標準報酬)

第43条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。

2 法第47条第1項第2号の規定に基づき、法第3条第4項の規定による被保険者の標準報酬の基礎とするその者の保険者の管掌する前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額の範囲内において定める額は、この組合につき、当該平均した額の100分の100に相当する額とする。

第48条を次のように改める。

(準備金の保有方法)

第48条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の3に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。

- (1) 銀行又は大阪府信用農業協同組合連合会への預金
- (2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
- (3) 国債又は地方債
- (4) 政府保証債又は金融債
- (5) 担保付社債
- (6) 社会保険診療報酬支払基金への委託金
- (7) 健康保険組合が組合の共同目的を達成するため設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金
- (8) 法第150条の規定による施設である土地及び建物

2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号の方法によって保有しなければならない。

第59条を次のように改める。

(施設の利用等)

第59条 この組合において設置した施設の利用方法及び利用料は、組合会の議決を経て別に定める。

2 この組合において、保健事業として実施する被保険者及び被扶養者への補助の方法及び額は、組合会の議決を経て別に定める。

以上